地上デジタルテレビ放送普及促進事業
実施要領

令和５年４月

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会

令和５年４月１日

第１章　総則

（通則）

第１条　地上デジタルテレビ放送普及促進事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年制令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成１７年１１月２５日総基移第３８０号。）に定めるところによるほか、本要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要領は、国の補助金により、福島第一原子力発電所事故に伴い災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３０号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６条）に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」に指定された場所に帰還する世帯（以下、「帰還世帯」という）を対象に、地上デジタル放送送受信環境整備事業に係る相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を円滑に実施し、地上デジタル放送受信環境の整備に資することを目的とする。

（事業の実施方法）

第３条　本事業の実施については、一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（以下「当協会」という。）が公募により実施法人を選定し、その業務の一部を委託する。

（業務内容）

第４条　当協会は、次の各号の業務を行う。

(1) 訪問受信相談業務
(2) 地上デジタル受信環境調査業務
(3) 受信機器購入等対策事業に関する支援業務
(4) 受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務
(5) 共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務
(6) 新たな難視地域等への受信対策支援業務
(7) 辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務

（業務受託法人の要件）

第５条　当協会により前条の業務を委託された法人（以下、「受託法人」という。）は、次の各号の用件を満たさなければならない。

(1) 当協会が別途定める放射線に関する管理体制を整えていなければならない。
(2) 当協会が別途定める資格を有する者の配置があること。

（要員の配置等）
第６条　第４条の(1)および(2)の業務を実施するため、受託法人は総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ福島」という。）事務所内に、次の各号の要員を配置するものとする。
(1)「固定要員」：固定要員は、受託法人または受託法人に出向している社員とする。
(2)「補助要員」：補助要員は固定要員を補助する者とする。
２　各業務を実施するための要員については、別途当協会が定める。

第２章　訪問受信相談業務

（訪問受信相談業務）
第７条　訪問受信相談業務の業務内容は次のとおりとする。
(1) デジサポ福島の指示を受け、受託法人は速やかに相談者と連絡をとり、訪問日時について調整する。
(2) 地上デジタル放送の受信状態の確認調査ならびに周辺の受信状況を把握するため、受託法人は相談者宅付近の数地点で電波測定車等により地上デジタル放送の受信状況調査を実施（除染されていない場所を除く）し、その結果をもとに地上デジタル放送に関する適切な受信指導を行う。
(3) 受託法人はデジサポ福島に対する訪問受信相談結果の報告をする。
(4) 福島県地上デジタル放送連絡会（以下「連絡会」という。）、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する訪問受信相談業務に関する説明会や会議への対応
(5) 支援制度の説明及び周知に関する業務
(6) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
(7) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務
(8) 第４条で規定する業務（以下「委託業務」という。）に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
(9) 委託業務に付随する事務処理業務 等

（訪問受信相談員の要件）
第８条　訪問受信相談業務のうち、第７条(2)の業務を実施する者、少なくとも１名は当協会が別途定める資格を有する者とし、一般電器店、テレビ共同受信施設の施工・保守業者などに技術指導を行うことのできる技術力を有する。

（訪問受信相談業務に使用する機材）
第９条　（削除）

（訪問相談業務の実施方法）
第１０条　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じる

ものとする。
２　その他、訪問受信相談業務に関する事項は、別途当協会が定める。

第３章　地上デジタル受信環境調査業務

（地上デジタル受信環境調査業務）
第１１条　受信環境調査業務の業務内容は次のとおりとする。
(1) デジサポ福島が策定した調査計画に基づき、指定された地域、調査地点を対象として、地上デジタルテレビ放送の受信環境を把握する。
(2) 受信状況調査
①　調査地点
②　デジタル波の測定項目
○端子電圧
○ビタビ復号後のビット誤り率
○ＭＥＲ
○受信画質評価（「○、×、△」の３段階評価）
○時間率マージンを考慮した（3dB アテネータ挿入時）受信画質評価
③　その他
○受信アンテナ高は１０ｍを基本とする。
○調査地点位置情報の取得、調査地点周辺状況写真の撮影などをする。
(3) 周辺状況調査
①　調査地区の平均的な個別受信設備実態の把握
②　調査地区の既存共聴およびケーブル設置状況の把握
③　受信点調査の実施
(4) 報告書の作成　報告書の書式は連絡会が定めるものとするが、それ以外の様式による報告を作成することがある。この場合はあらかじめデジサポ福島が指定する。
(5) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務。
(6) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
(7) 委託業務に付随する事務処理業務 等
２　その他、受信環境調査業務に関する事項は、別途当協会が定める。

第４章　受信機器購入等対策事業に関する支援業務

（受信機器購入等対策事業に関する支援業務）
第１２条　受信機器購入等対策事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。
(1) 地上デジタルテレビ放送を受信できるテレビを持っていない世帯に対する簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という）１台の無償給付

(2) チューナーや地上デジタルテレビ放送受信アンテナ等の設置及び改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付
(3) 共同受信施設利用の場合は、その改修経費のうち帰還世帯が負担する額に相当する額の給付（維持管理費を除く、初期経費に限る）
(4) ケーブルテレビ利用の場合は、デジタル化に伴う改修経費に相当する額の給付（維持管理費を除く、初期経費に限る）
(5) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する受信機器購入等対策に関する説明会や会議への対応
(6) 支援制度の説明及び周知に関する業務
(7) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
(8) 助成金申請等書類の審査業務
(9) チューナー（付属品含む）の管理
(10) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務
(11) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
(12) 委託業務に付随する事務処理業務 等

２　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。

３　その他、受信機器購入等対策事業に関する事項は、別途当協会が定める。

第５章　受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務

（受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務）

第１３条　受信障害対策共聴施設整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。
(1) 受信障害対策共聴施設整備対策に関する受信点調査
(2) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する受信障害対策共聴施設整備対策に関する説明会や会議への対応
(3) 支援制度の説明及び周知に関する業務
(4) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
(5) 助成金申請等書類の審査業務
(6) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務
(7) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
(8) 委託業務に付随する事務処理業務 等

２　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。

３　その他、受信障害対策共聴施設整備事業に関する事項は、別途当協会が定める。

第６章　共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務

（共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務）

第１４条　共同住宅共聴施設整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。

(1) 共同住宅共聴施設整備対策に関する受信点調査

(2) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する共同住宅共聴施設整備対策に関する説明会や会議への対応

(3) 支援制度の説明及び周知に関する業務

(4) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応

(5) 助成金申請等書類の審査業務

(6) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務

(7) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）

(8) 委託業務に付随する事務処理業務 等

２　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。

３　その他、共同住宅共聴施設整備事業に関する事項は、別途当協会が定める。

第７章　新たな難視地域等への受信対策支援業務

（新たな難視地域等への受信対策支援業務）

第１５条　新たな難視地域等への受信対策業務として、次の業務を実施するものとする。

(1) 新たな難視対策に関する受信点調査

(2) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する新たな難視地区対策に関する説明会や会議への対応

(3) 支援制度の説明及び周知に関する業務

(4) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応

(5) 助成金申請等書類の審査業務

(6) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務

(7) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）

(8) 委託業務に付随する事務処理業務 等

(9) ワンセグチューナー（付属品含む）の管理（受託法人が行う。）

２　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。

３　各種支援業務は、当協会が別途定める仕様書・実施要領書により実施する。

第８章　辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務

（辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務）

第１６条　辺地共聴施設改修整備事業に関する支援業務として、次の業務を実施するものとする。

(1) 辺地共聴施設改修整備対策に関する受信点調査
(2) 連絡会、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等が開催する辺地共聴施設改修整備対策に関する説明会や会議への対応
(3) 支援制度の説明及び周知に関する業務
(4) 対策ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
(5) 助成金申請等書類の審査業務
(6) 総務省、東北総合通信局、放送事業者、地方公共団体などの関係機関・団体との連携に関する業務
(7) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
(8) 委託業務に付随する事務処理業務 等

２　受託法人は、「相談窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。

３　その他、共同住宅共聴施設整備事業に関する事項は、別途当協会が定める。

第９章　個人情報の管理

（個人情報の管理）

第１７条　委託業務実施時における個人情報の管理については、厳重に行わなければならない。特に、個人情報の紛失、漏洩には十分注意するものとする。

附則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この実施要領は、今後必要に応じて修正することがあります。
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。